訪問看護サービス
重要事項説明書

株式会社e-sola

えそら訪問看護ステーション

当事業者が訪問看護サービス(介護予防訪問看護サービス)の提供開始にあたり、ご利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 施設経営法人

法　　人　　名	株式会社 e-sola
法 人 所 在 地	〒125-0054 東京都葛飾区高砂 2-40-6
電話・FAX 番号	TEL:03-5612-1277　FAX:03-5612-1253
代 表 者 氏 名	代表取締役　篠崎　順

2. 事業所の概要

(1)事業所の名称等及び事業所番号

サービスの種類	訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービス
事 業 所 名 称	えそら訪問看護ステーション
施 設 所 在 地	〒133-0051 東京都江戸川区北小岩 3-13-10 アズ小岩レジデンス2F
電話・FAX 番号	TEL:03-5612-1252　FAX:03-5612-1253
管 理 者 氏 名	管理者　篠崎　順
開 設 年 月 日	2018 年 4 月 1 日
事 業 者 番 号	東京都　1362390427号
サービス提供地域	江戸川区、葛飾区、墨田区、足立区、市川市(上記範囲外はご相談ください)
ホ ー ム ペ ー ジ	https://e-sola.co.jp

(2)事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
休業日	土曜日、日曜日、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)
営業時間	8 時 00 分～17 時 00 分

※ご利用者の状況に応じて、必要な場合は営業日・営業時間外でのサービス提供を行います。

(3)施設の職員体制など(全体)

職　種	従事する業務	人　員
管理者	管理全般	1 名(看護師兼任)
訪問看護師	看護サービス	2.5 名以上
訪問リハ職員	リハビリテーション	適当数
事務職員	事務業務全般	適当数

※入職、退職状況により、人数が変動することがあります。

3.　事業の提供方針

（1）介護保険法・健康保険法その他関係法令及び本契約に従い、主治医の指示のもと、ご利用者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持・向上を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養・在宅生活が継続できるように支援します。

（2）事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携に努め、協力と理解のもと適切な運営を図ります。

4. 提供するサービス内容

（1）健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、症状の観察）
（2）カテーテル類・ストマ類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
（3）日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
（4）リハビリテーション（心身機能・生活・社会参加能力の維持・向上）
（5）在宅生活や介護方法の指導
（6）認知機能低下や関連する状態に対する悪化防止、援助の相談対応
（7）生活用具や住環境、在宅サービス利用についての相談
（8）終末期の看護
（9）腹膜透析など
（10）難病看護

5. 安全対策

高齢者は身体的特性上、転倒による負傷や、誤嚥による肺炎などの危険性を多くかかえます。安全対策には十分注意を払いますが、不慮の事故が発生する場合もありますことをご了承ください。事故発生時には、契約書第 10 条に基づき、適切な対応をします。

6. 感染症・食中毒対策および衛生管理

当事業所内で流行感染症が発生すると、ご利用者に蔓延するおそれがあります。
当事業者では保健所の指示のうえ、マニュアルに基づいて感染防止対策を実施（手洗い励行、必要時マスクの着用など）しています。
感染蔓延予防のため、感染流行期にはご利用者及びご家族様にご協力をいただくことがあります。

7. 緊急時などの連絡

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関等に連絡します。ご家族の連絡先は必ず連絡がとれるよう複数お知らせください。

8. サービス提供の記録等

（1）サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等に記載します。
（2）当事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
（3）当事業者は、「訪問看護記録書」その他の記録をサービス終了後5年間は適正に保管します。

9. サービス利用料金および利用者負担

(1)利用料金の詳細と同意について

「利用料金表」ご覧ください。介護保険・医療保険の法定利用料に基づく金額です。

(2)交通費について

サービス提供地域の事業は交通費をいただきません。

(3)死後の処置について

死後の処置は、20,000 円を実費徴収させていただきます。

(4)利用料等のお支払い

毎月、中旬頃に前月分の請求をいたします。お支払いは口座引き落としでのお支払いとなります。
口座引き下ろしの場合は、毎月26日前後にご指定の金融機関から引き落としとなります。
なお、支払いが滞り、督促したにもかかわらず支払われない場合は、契約書第7条に基づき、
契約を解除する場合があります。

10. 日時変更・キャンセルについて

サービスの利用を変更・中止する際には、サービス利用日の前日(休業日を除く)17時00分
までにご連絡ください。休業日や営業時間外での受付はできません。
連絡がなく訪問看護師等が訪問した場合、キャンセル料を申し受けることとなりますので、
ご了承ください。ただし、ご利用者の体調の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、
キャンセル料は不要です。

連絡先:03-5612-1252

キャンセル料:2,000 円

11. 虐待防止

(1)以下に該当する項目に対し、虐待の可能性として判断させていただきます。

① 身体的虐待:利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること、また正当な理由もなく身体を拘束すること。

② 介護放棄(ネグレクト):意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

③ 心理的虐待:利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待 :ご利用者に猥褻な行為をすること、または利用者にワイセツな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待:契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

(2) 虐待防止のために、以下のことを取り組みます。

① 暴力など明らかな虐待行為は、犯罪であり即時報告を行う。

② 適切ではない言動を見て見ぬふりをしない。

③ 一人で抱え込まず「チームケア」を行う。

④ 「認知症ケア」の専門性を高める。

12. 身体拘束

（1）当事業者においては、原則として、ご利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止します。

（2）日常の介護における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことを取り組みます。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助します

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げません。

③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努めます。

④ ご利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げません。やむを得ず安全確保を優先する場合は身体拘束委員会において検討します。

⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助します。

（3）やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下のことに留意します

① 本人または他のご利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、以下の３要素全てを満たした場合のみ、ご利用者・ご家族への説明と同意を得るものとします。

〇切迫性　：利用者やほかの利用者の生命や身体に危険が及ぶ可能性が高い場合

〇非代替性：身体拘束以外に代替する方法がない場合

〇一時性　：身体拘束は一時的なものである場合

② 身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努めます。

13. ハラスメント

（1）身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む）

例：ものを投げる、叩かれる、蹴られる

（2）精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を出す、理不尽な要求をする

（3）セクシュアルハラスメント

例：意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

14. 保険証類の確認・更新

（1）利用開始にあたって「介護保険証」「健康保険証」など関係証書類一式を提出ください。

（2）保険証類に変更・更新があった場合も、必ず提出してください。

15. ご利用者・代理人・ご家族等の連絡先の確認・更新

（1）利用開始にあたってご利用者・代理人および緊急連絡先となるご家族等の方に対し、住所、電話番号の確認をさせていて頂きます。なお、日中・夜間で連絡がつきづらくなる場合は、繋がりやすい電話番号をそれぞれ確認させていただきます。

（2）利用開始後、住所や電話番号に変更が生じる場合は、事前にご連絡をお願い致します。なお、特別な事情により事前にご連絡頂けない場合は、事後速やかにご連絡ください。

16. 非常災害発生時の対応

非常災害が発生した際は、東京都及び市区町村の指示に従い対応します。そのため、予定の時間に訪問ができない場合があります。また、電波環境等の問題により、電話連絡等も困難になる可能性があります。ご了承ください。

17. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口へご連絡ください。管理者および担当者が対応いたします。不在の場合でも、対応したものが必ず「苦情・相談記録表」を作成し、管理者・担当者に引き継ぎます。

当事業所	電話番号	03-5612-1252
	FAX	03-5612-1253
	E メール	info@e-sola.co.jp
	窓口担当者	篠崎　順
市区町村窓口	江戸川区　社会福祉協議会　苦情解決委員会事務局 電話　03-3653-6275／03-5662-7214　FAX　03-5662-7689 https://www.edogawa-shakyo.jp/anshin/soudan/	
	葛飾区　社会福祉協議会 電話　03-5698-2411　FAX　03-5698-2513 https://www.katsushika-shakyo.com/other/complaint/	
	市川市　福祉サービス苦情解決事業運営委員会 電話　047-711-0677　FAX　047-711-3074 https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi01/1111000256.html	
公的団体窓口	東京都国民健康保険団体連合会　介護相談指導課　介護相談指導係 電話　03-6238-0173	

※事業所の状況により、窓口担当者が変更することがあります。

18. 事業継続計画（BCP）の作成等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

（1）感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

・事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備するとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求め、必要な処置を講じます。

・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

（2）非常災害対策

事業所に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害に関する取組みを行います。

① 防災対応：消防計画に基づき速やかに消火活動、避難・誘導にあたります。

② 防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。

③ 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者およびご利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

19. 個人情報のお取り扱いについて

個人情報の使用にあたってはその目的を以下に記載し、使用に関しては事業の管理・運営に必要、最小限の範囲とします。

但し、以下の目的以外での使用の必要性が生じた場合は、甲の同意を得た上で使用するものとします。

①訪問看護サービス提供にあたって

（1）事業者内部での使用

（ア） 乙が提供する訪問看護サービス

（イ） 訪問看護に係る保険事務

（ウ） 甲に係る以下の管理運営業務

－ 利用開始・終了等の管理

－ 会計・経理

－ 事故等の報告

－ 提供する訪問看護サービス向上のための取組

（2）他事業者への情報提供

（ア） 乙が提供する訪問看護サービス

－ 主治医や甲に居宅サービスを提供する他事業者、居宅介護支援事業者、公的機関等への報告、及び連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

－ その他の業務委託

（イ） 訪問看護に係る保険事務

－ 保険事務の委託

－ 審査支払機関へのレセプトの提出

－ 審査支払機関または保険者からの照会への回答

（ウ）損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等

②それ以外の使用目的

（ア）乙、および乙を含む法人内部での使用

A.管理業務

－ 提供するサービスや業務の維持・改善のための基礎資料として

－ 乙、および乙を含む法人内において行われる実習への協力

－ 乙、および乙を含む法人内において行われる症例研究

（イ）他事業者への情報提供

A.外部監査機関への情報提供

B.公的機関への報告

20.その他

サービス提供時の事故やトラブルを避けるため、以下の事項についてご注意ください。

（1）年金の管理、金銭の貸借など、金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。

（2）看護師等は、健康保険法に基づいて、ご利用者の心身機能の維持・向上のための療養上のお世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますのでご了承ください。

【説明確認欄】
当事業者はサービスの提供開始にあたり、ご利用者様に対して重要事項説明書を交付のうえ、
訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日：令和　　年　　月　　日

事業者　　住所 ： 133-0051　東京都江戸川区北小岩 3-13-10 アズ小岩レジデンス 2F
法人名 ： 株式会社 e-sola
事業所名 ： えそら訪問看護ステーション　　印
説明担当者 ：

【利用者確認欄】
私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、
本書面を受領しました。

利用者本人　　住所 ：

氏名 ：　　印

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に本人が同意したことを
確認のうえ、本書面を受領しました。

（署名・法定）代理人　　住所 ：

氏名 ：（続柄　　）　　印

2026年度 診療報酬改定に伴うお知らせ

平素より当事業所の訪問看護サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
2026年度の診療報酬改定に伴い、下記の加算等を算定させていただくこととなりました。
より安心して訪問看護をご利用いただけるよう、体制整備や職員確保、関係機関との連携強化を行ってまいります。
ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 機能強化型訪問看護管理療養費1

【旧料金表】

訪問回数/負担割合		利用料(10割)	基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割	2割	3割
月の初日	週3日まで	18,780円	5,550円	13,230円	1,880円	3,760円	5,630円
	週4日以降	19,780円	6,550円	13,230円	1,980円	3,960円	5,930円
2日目以降	週3日まで	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
	週4日以降	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円

【新料金表】

訪問回数/負担割合		利用料(10割)	基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割	2割	3割
月の初日	週3日まで	19,310円	5,550円	13,760円	1,930円	3,860円	5,790円
	週4日以降	20,310円	6,550円	13,760円	2,030円	4,060円	6,090円
2日目以降	週3日まで	8,560円	5,550円	3,010円	860円	1,710円	2,570円
	週4日以降	9,560円	6,550円	3,010円	960円	1,910円	2,870円

2. 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（Ⅱ）

看護職員等の処遇改善を目的とした評価料です。
職員の安定的な確保と質の高い訪問看護サービス提供体制維持のため、算定いたします。

3. 訪問看護物価対応料

昨今の物価上昇に伴う訪問看護サービス提供維持のため、算定いたします。

4. 訪問看護医療情報連携加算

医療機関・ケアマネジャー・関係事業所等との情報共有および連携強化を図るため、ICT（メディカルケアステーション、Chatwork）等を活用した医療情報連携体制を整備しており、これに伴い算定いたします。

【処遇改善加算に関するお知らせ】

平素より、株式会社 e-sola えそら訪問看護ステーションの運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび当事業所では令和８年６月ご提供分より、介護職員等の処遇改善を目的とした「処遇改善加算」を算定することとなりました。
本加算は、職員の賃金改善や働きやすい職場環境づくりを進め、より質の高いサービスを継続して提供することを目的としております。

これに伴い、現行の介護保険サービス利用料に加算分が反映され、ご利用者様の自己負担額につきましては 1.8%の上乗せを見込んでおります。
なお、加算算定によるサービス内容やご利用回数に変更はございません。

今後も安心してご利用頂き、質の高い訪問看護サービスの提供に努めていく所存でございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具